

秋田市訓令第2号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中第31号を第32号とし、第14号から第30号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 子ども家庭センター所長 組織規則第47条第1項に規定する子ども家庭センター所長をいう。

第3条第1項の表市民サービスセンター所長の項の次に次のように加える。

子ども家庭センター所長	主管課長	参事、課長補佐 又は副参事	主席主査又は主査
-------------	------	------------------	----------

第3条第7項中「中央卸売市場」を「公設地方卸売市場」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 第1項の規定にかかわらず、子ども未来部長が不在のときは、第10条に規定する部長共通専決事項のうち主管に属する事項に限り子ども家庭センター所長が代決することができる。

第10条の2市場長専決事項の項第1号中「せり人の登録および取消しならびに」を削る。

第10条の5の次に次の1条を加える。

(子ども家庭センター所長専決事項)

第10条の6 子ども家庭センター所長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 児童福祉法第10条第1項第4号に規定する計画の作成に関すること。

第11条子ども総務課長専決事項の項を削り、同条子ども育成課長専決事項の項中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 施設型給付費等および施設等利用費の支給等に関すること。

第11条子ども育成課長専決事項の項第6号を削り、同条施設指導室長専決事項の項を次のように改める。

子ども福祉課長専決事項

(1) 母子生活支援施設の管理に関すること。

(2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく事務処理に関すること。

(3) 母子父子寡婦福祉資金の貸付けに関すること。

(4) 児童手当の受給資格および額の認定ならびに支出負担行為および支出命令に関すること。

(5) 子どもの福祉医療の受給資格および医療費給付の審査決定に関すること。

(6) 児童館の管理に関すること。

第11条子ども未来センター所長専決事項の項中「子ども未来センター所長専決事項」を「子育て相談支援課長専決事項」に改め、同条産業企画課長専決事項の項第5号中「および使用許可」を削り、同条中央卸売市場市場管理室長専決事項の項中「中央卸売市場市場管理室長専決事項」を「公設地方卸売市場市場管理室長専決事項」に改め、同条住宅整備課長専決事項の項中「住宅整備課長専決事項」を「住宅政策課長専決事項」に改める。

別表第2の1の表第18号イおよび別表第2の4の表第16号イ中「第115条の47第6項」を「第115条の47第7項」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。